

県選管第 193 号の 3
令和 8 年 10 月 22 日

新潟県議会議員一般選挙に
係る立候補予定者様

新潟県選挙管理委員会委員長

公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用される
ポスター等の掲示の禁止について（通知）

公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターについては、いわゆる裏打ちポスターの禁止等に加え、選挙前の一定期間内に当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

ついては、来春執行予定の新潟県議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの規制等は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1 公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターの掲示の禁止について（公職選挙法第 143 条第 16 項及び第 19 項）

新潟県議会議員一般選挙に係る候補者又は立候補予定者の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの）については、新潟県議会議員の任期満了の日の 6 月前の日（令和 8 年 10 月 29 日）から当該選挙の期日までの間、当該選挙区内にこれを掲示することが禁止されています。

2 文書図画の撤去について

(1) 1 に違反して掲示したポスターのほか、掲示禁止期間前に掲示し、掲示禁止期間中に入っても引き続きそのまま掲示されているポスターで、1 に掲げる禁止されるポスターに該当するもの等についても、撤去命令の対象とされています（公職選挙法第 147 条）。

(2) 1 に違反して掲示したポスター等に係る撤去命令に従わなかった者は、処罰されます（公職選挙法第 243 条第 1 項）。

その結果、罰金以上の刑に処せられた者は、実刑期間とその後の 5 年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、選挙権及び被選挙権を有しないものとされます（公職選挙法第 252 条）。

県選管第 193 号の 4
令和 8 年 10 月 22 日

新潟県議会議員一般選挙に
係る候補者等の後援団体
代 表 者 様

新潟県選挙管理委員会委員長

公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用される
ポスター等の掲示の禁止について（通知）

公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターについては、いわゆる裏打ちポスターの禁止等に加え、選挙前の一定期間内に当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

ついては、来春執行予定の新潟県議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの規制等は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1 公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターの掲示の禁止について（公職選挙法第 143 条第 16 項及び第 19 項）

新潟県議会議員一般選挙に係る候補者又は立候補予定者の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの）については、新潟県議会議員の任期満了の日の 6 月前の日（令和 8 年 10 月 29 日）から当該選挙の期日までの間、当該選挙区内にこれを掲示することが禁止されています。

2 文書図画の撤去について

(1) 1 に違反して掲示したポスターのほか、掲示禁止期間前に掲示し、掲示禁止期間中に入っても引き続きそのまま掲示されているポスターで、1 に掲げる禁止されるポスターに該当するもの等についても、撤去命令の対象とされています（公職選挙法第 147 条）。

(2) 1 に違反して掲示したポスター等に係る撤去命令に従わなかった者は、処罰されます（公職選挙法第 243 条第 1 項）。

その結果、罰金以上の刑に処せられた者は、実刑期間とその後の 5 年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、選挙権及び被選挙権を有しないものとされます（公職選挙法第 252 条）。